本調査の従業者の扱いについて(案)

本調査の調査票においては、「(1) この事業所に所属する従業者数」として、

有給役員、個人業主、無給の家族従業者

正社員・正職員(常用雇用者)

パート、アルバイトなど(常用雇用者)

臨時雇用者

を把握する。

なお、この中には「他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人」は含めない。

また、上記以外に、「(2) 派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人」を把握する。

本調査では、「(1) この事業所に所属する従業者数」と「(2) 派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人」の合計人数を「事業従事者数」として集計表の中心に据え、標本設計の基礎とする。

なお、「(1) この事業所に所属する従業者数」と「(2) 派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人」の把握時点は、月末に最も近い営業日とする。

[参考]

事業所・企業統計調査における従業者及び事業従事者の定義

従業者とは、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。

したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

事業従事者とは、その事業所で実際に働いている人をいう。「従業者」から「他への派遣・下請従業者」を除き、「他からの派遣・下請従業者」を加えて「事業従事者」としている。